

事務連絡  
令和8年3月19日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
（上記、各地方整備局等経由）  
市町村下水道担当部長・課長 殿  
（上記、各都道府県経由）  
日本下水道事業団事業調整課長 殿  
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

## 下水道工事における安全対策の徹底（その7の2）について （令和8年2月10日 大阪府豊中市発注の工事に伴う死亡事故）

本年2月10日、大阪府豊中市発注の汚泥処理施設の撤去工事において、作業員1名が解体中の建物の地下に入った後（重機は停止中）、上部から崩落したコンクリート塊が頭に当たったとみられる状態で発見され、救急搬送されたが、その後死亡した事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・上部のコンクリートのがれきが除去されていないにもかかわらず、地下へ立ち入り、作業を実施したこと。

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底を確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を再度徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

## 【事故発生状況】

1・2系汚泥処理施設の解体工事において、事故の直前に別の作業員に地下に入る旨を声掛けを行い、作業員1名が解体中の建物の地下に入った（重機は停止中）。戻りが遅いと感じた別の作業員が確認すると、地下で、作業員が倒れているのを発見した。上部から崩落したコンクリート塊が頭に当たったものとみられ、救急搬送されたが、その後死亡が確認された。

## 【再発防止策】

上部に落下の危険性がある物が存在する状況で、作業員が立ち入らないよう徹底し、立入禁止対策を行う。

現場内の危険箇所の確認を行い、周知の徹底を行う。

別紙

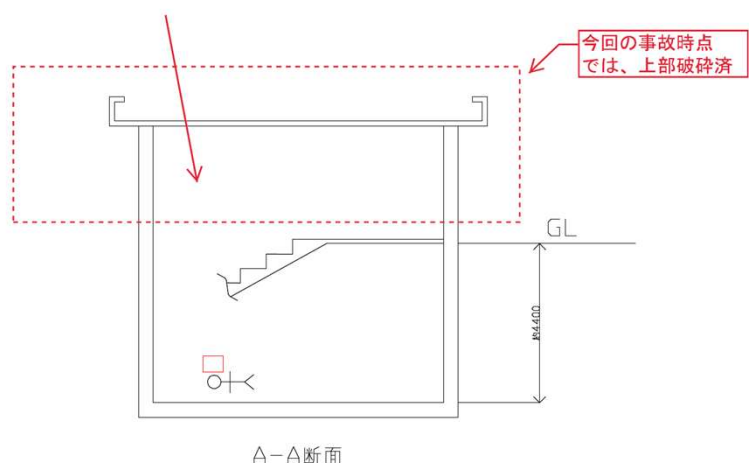
## 【事故発生原因】

上部のコンクリートのがれきが除去されていないにもかかわらず、地下へ立ち入り、作業を実施したこと。

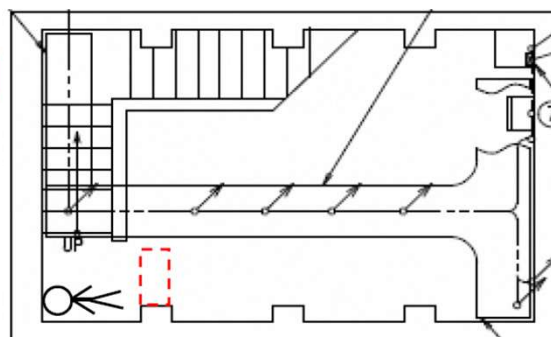
## 【状況写真】



【断面図】



【平面図】



---: 落下したコンクリート塊

電気室 地下1F (GL - 約4m)